

# 「<sup>うる</sup>美わしく <sup>きよ</sup>清らかな村 <sup>うる</sup>いいたて」ロゴマーク募集要項

## 1 趣旨

令和8年4月より施行となる飯舘村第7次総合振興計画のスタートに併せ、これからの村政運営の第一歩となるよう、第7次総合振興計画での新たな村の将来像「<sup>うる</sup>美わしく <sup>きよ</sup>清らかな村 <sup>うる</sup>いいたて」のイメージすることができるロゴマークを一般公募により作成する。

また、採用となったロゴデザインについては、令和8年に村制70周年を迎える本村の記念ロゴとしても活用し、これからの村への希望や未来を表すロゴデザインとして有効的に活用していくこととする。

## 2 募集内容

新たな村の将来像「<sup>うる</sup>美わしく <sup>きよ</sup>清らかな村 <sup>うる</sup>いいたて」をイメージでき、村の魅力や伝統そして、これからの村への希望や未来を思わせるロゴマークのデザイン。

## 3 応募資格

どなたでも応募可能。(年齢、住所、プロ・アマチュアは問いません。)

## 4 応募条件

### (1) 応募点数

応募点数は1人につき3点までとします。

### (2) デザイン条件

- ・ロゴマークの縦横比は自由(ただし、拡大・縮小にもできるもの)ですが、大きさはA4サイズ(210mm×297mm)に収まるものとします。
- ・応募作品は応募者自身が創作したもので、未発表かつ他の著作物からの模倣・流用等を行っていないものに限ります。
- ・飯舘村らしさが表現され、村の魅力・伝統及び、村の将来像「<sup>うる</sup>美わしく <sup>きよ</sup>清らかな村 <sup>うる</sup>いいたて」がイメージできるものとします。
- ・色数は自由ですが、単色・モノクロとしての使用にも対応できるデザインとしてください。また拡大又は縮小する場合(のぼり旗や横断幕等から名刺やバッチ等大小様々なサイズで使用することを想定)でも、イメージや安定感が損なわれないデザインとしてください。

## 5 募集期間

令和8年3月19日(木)から 令和8年5月11日(月)必着

## 6 賞及び副賞

- ・最優秀賞（ロゴマーク採用者） 1名（賞金5万円）
- ・優秀賞（最終選考候補者） 3名以内（賞金1万円）
- ・イイタネちゃん賞 5名以内（賞金5千円）

## 7 応募方法等

### （1）電子メールでの応募

以下の提出先に記載するメールアドレス宛に、応募用紙及び作品データを添付し送付して下さい。作品をデータでお送りいただく場合は必ず応募用紙も必要事項を記載して送付して下さい。

※ファイル形式は、JPEG、GIF、PNG、PDFのいずれかとしてください。

### （2）郵送・持参による応募

所定の応募用紙に必要事項を記入のうえ、作品を添付して下記提出先まで郵送または持参して下さい。

#### 【提出先】

〒960-1892 福島県相馬郡飯舘村伊丹沢字伊丹沢 580 番地 1

飯舘村役場 村づくり推進課 企画定住係 宛

メールアドレス：[kikaku@vill.iitate.fukushima.jp](mailto:kikaku@vill.iitate.fukushima.jp)

## 8 審査・選考

応募作品は、「<sup>うる</sup>美わしく <sup>きよ</sup>清らかな村 <sup>い</sup>いたて」ロゴマーク選定委員会が審査、選考の上、各賞を決定します。

## 9 結果発表

各賞の受賞者には令和8年6月までに結果を通知するとともに、受賞作品については、村ホームページ等で発表いたします。また、令和8年度内に行われる「飯舘村村制70周年記念式典」において表彰させていただきます。当日、村にお越しの際は、村の規定の旅費を支給いたします。

なお、当該発表をもって、受賞者以外の方への結果通知に代えさせていただきますのでご了承ください。

## 10 ロゴマークの活用

- （1）ロゴマークとして活用することを決定したものについては、飯舘村の広報誌をはじめ、村の関連事業で使用します。
- （2）ロゴマークを活用する場合は、デザインや彩色等を補正・修正する場合がありますのであらかじめご了承ください。

#### 11 著作権に関する事項

- (1) 本募集に基づいて作成された作品に関する著作権（著作権法第 27 条および第 28 条の権利を含む）および知的財産権は、採用の有無に関わらず全て村に帰属します。
- (2) 応募作品の返却はいたしません。

#### 12 個人情報の取り扱い

- (1) 応募者の個人情報については、応募作品の選考、選考結果の通知、受賞者の発表、各賞の授与のために使用し、それ以外の目的で使用することはありません。
- (2) 受賞作品の発表の際には、受賞者の氏名、年齢、居住する市区町村を公表します。

#### 13 注意事項

- (1) 応募作品の審査及び選考受賞作品の決定に関する問合せは一切対応いたしません。
- (2) 飯舘村が受賞作品を公表するまでは、応募作品を他者に公表しないでください。
- (3) 作品制作の参考として、事務局にて村関係資料をご準備しておりますのでご利用の際は事務局にお問い合わせください。
- (4) 受賞作品がデジタル作品の場合、データ形式等での提出をお願いしますので、御了承ください。なお、手描き作品の場合は、飯舘村において受賞作品をデータ化します。また、飯舘村村制 70 周年記念に併せ作品に文字等を挿入する場合があります。
- (5) 応募作品の提出をもって、本募集要項に同意いただいたものとみなします。
- (6) 未成年者（高校生以下）が応募する場合は、各賞の収受や著作権の飯舘村の無償譲渡を含め、親権者の同意を得た上で応募してください。
- (7) 本募集要項に記載された事項以外について取り決める必要が生じた場合には、飯舘村の判断により決定しますので、御了承ください。

#### 14 問い合わせ先

応募先 〒960-1892 福島県相馬郡飯舘村伊丹沢字伊丹沢 580 番地 1  
飯舘村役場 村づくり推進課 企画定住係 宛  
問合せ先 0244-42-1622（直通）担当：企画定住係 佐藤